随意契約結果（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和8年度ATC庁舎O′ s棟南館入退室管理設備更新業務委託	その他	パナソニックEWエンジニアリング（株）近畿支店	8,172,043円	令和8年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	ー
2	令和8年度スポーツ情報発信事業業務委託	その他	美津濃（株） 大阪支社	4,999,500円	令和8年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
3	令和8年度大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）PR事業業務委託	その他	（株）ニューズコム	2,860,000円	令和8年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
4	国際見本市会場（インテックス大阪）整備等に関する基本計画策定及びPPP/ PFI導入可能性調査等業務委託	その他	日建設計・日建設計コンストラクション・マネジメント・日本総合研究所共同企業体	154,000,000円	令和8年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
5	令和8年度舞洲体育館のあり方検討調査業務委託（その2）	その他	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	10,098,000円	令和8年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	ー
6	災害時における旅行者の安全対策強化事業業務委託	その他	SOMPOリスクマネジメント（株）	9,889,693円	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
7	令和8年度ものづくり魅力発信事業業務委託	その他	（株）友安製作所	9,593,870円	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
8	観光新拠点魅力発掘事業業務委託	その他	博報堂グループ共同企業体	75,988,000円	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
9	令和8年度国際ビジネス交流事業に係る動画制作業務委託	その他	国際ビジネス交流事業映像グループ	5,731,000円	令和8年8月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー

随意契約結果（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
10	令和８年度演劇鑑賞会企画運営業務委託	その他	JCOMマーケティング（株）	3,417,122円	令和8年8月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	ー
11	令和８年度伝統芸能鑑賞会（能・狂言）企画運営業務委託	その他	（公社）能楽協会	3,973,860円	令和8年8月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	ー
12	令和８年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託	その他	（公社）大阪フィルハーモニー協会総務局	8,437,000円	令和8年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	ー
13	令和８年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託	その他	（一社）アーツインテグレート	11,580,000円	令和8年9月2日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	ー

1

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度ＡＴＣ庁舎O′ s 棟南館入退室管理設備更新業務委託

2　契約相手方

パナソニックＥＷエンジニアリング株式会社

3　随意契約理由

ＡＴＣ庁舎の出入口の扉は、電子錠により入退室管理を行っており、各事務室ドアに電気錠を設置している。

現在、４階の電気錠に不具合が発生しており、その他の設備についても部品修理対応時期を超過していることから、経年劣化による設備の不具合を防止するため、設備の更新を行う必要がある。

なお、本件は部分的な設備更新であることから、製造事業者以外の製品では対応できず、作業に際しても電気錠の内部構造やシステムを熟知した専門的な知識や技術が必要不可欠であるため、製造事業者であるパナソニックＥＷエンジニアリング株式会社に依頼する必要がある。

以上の理由により、上記業者との随意契約を行う。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局企画総務部総務課（電話番号　06－6615－3713）

２

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度スポーツ情報発信事業業務委託

２　契約の相手方

美津濃株式会社 大阪支社

３　随意契約理由

本市では、「第２期大阪市スポーツ振興計画」に基づき施策を推進し、市民のスポーツ実施率向上を図っている。本市による調査では、スポーツ実施率が週１日に満たない方の割合が約 48%である。そこでスポーツに無関心な層や関心はあるが未実施の層を含む、若い世代（20～30 代）・働く世代（30～50 代）をメインターゲットとし、多様なスポーツ機会の提供やスポーツの魅力を情報発信するとともに、各世代にあった内容により運動・スポーツ実施のきっかけづくりを支援することによりスポーツ実施率の向上へつなげることを目的とする。

本業務は、スポーツに無関心な層や関心はあるが未実施の層に対する効果的な情報発信が必要であり、各世代にあった内容により継続的にスポーツ実施率向上に向けた広報を行う必要がある。そのためには現状分析、企画提案、計画執行等、高度で専門的な技術力が求められるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

3

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度大阪市ふるさと寄附金（商店街の振興）PR 事業業務委託

2　契約の相手方

株式会社ニューズコム

3　随意契約理由

本業務は、本市商店街施策、市内商店街の魅力及び市内商店街のすばらしい商品やサービスを紹介するプロモーション動画を制作・広報することで、全国の寄附者に市内商店街の愛着を醸成し、大阪市ふるさと寄附金の寄附メニュー「商店街の振興」への寄附に繋げ、市内商店街の活性化を図ることを目的とするものである。今般、その目的を達成するため、映像コンテンツ制作における高度で専門的な技術力に加え、魅力的かつ効果的な映像コンテンツを制作する創意工夫が必要であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号　06-6615-3781）

４

随意契約理由書

１　案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）整備等に関する基本計画策定及び PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託

２　契約の相手方

日建設計・日建設計コンストラクション・マネジメント・日本総合研究所共同企業体

３　随意契約理由

本業務は、インテックス大阪の機能向上を図るため４号館・５号館の建替え及びこれを踏まえた他号館の改修スケジュール等に関する基本計画を策定するとともに、PPP/PFI の導入可能性調査等を行うものである。

本業務の実施にあたっては、展示施設に関わる専門的な調査・分析検討を行う必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局立地推進部国際経済拠点担当（電話番号　06-6615-3741）

5

随意契約理由書

1　案件名称

舞洲体育館のあり方検討調査業務委託（その２）

2　契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

3　随意契約理由

「舞洲体育館のあり方検討調査業務委託その２」（以下「本業務」という。）は、前年度に実施した「舞洲体育館のあり方検討調査業務委託」（以下「前年度業務」という。）で整理した、施設のあり方、事業手法、整備スケジュール、活用可能性等の検討結果について、調査実施後に生じた周辺アリーナの整備状況の変化、プロスポーツチームの利用意向・興行計画の更新、運営条件の変化等を踏まえ、前年度業務で用いた前提条件・評価手法・判断根拠の妥当性を再検証し、必要な修正・再整理を行うものである。

加えて、本業務は、施設を当面継続利用する場合に必要となる修繕項目について、前年度業務で実施した劣化調査結果、改修範囲の整理、概算工事費の算定条件等を基礎として、継続利用期間（想定）や今後の施設方針（利用形態、求める性能水準、稼働率目標等）を踏まえ、技術的合理性や実現性等から優先順位付けを行い、実施時期・実施順序の考え方を明確化するものである。

本業務では、前年度業務の成果物を単に参照するだけでなく、「当該結論に至った分析過程」および「各種算定の根拠データ・分析プロセス」を前提に、条件変更に対して同一の評価軸で再計算・再評価することが技術的な要件として求められるため、前年度業務で蓄積されたデータや評価手順等を詳細に把握していることが不可欠であることから、少なくとも 以下の項目について、前年度業務の作業過程を含めて理解し、同一水準で再現・更新できる必要がある。

（１）劣化調査結果の詳細データと分析プロセス

建築・設備等の部位別劣化所見、写真、点検記録、劣化度判定の基準

劣化要因（使用環境、更新履歴、維持管理状況等）の整理と評価方法

不具合の発生確率・影響度の整理（安全性、機能停止リスク、施設稼働への影響）

追加調査の要否判断や、暫定措置・恒久措置の切り分け方針

（２）修繕・改修項目の抽出条件と改修範囲の設定根拠

継続利用期間（想定）に応じた修繕対象範囲の設定

工事実施時の運営影響（休館・部分閉鎖・夜間工事等）を踏まえた施工条件設定

（３）改修・改築比較検討における技術的前提条件

想定する将来需要・必要性能の設定

既存躯体・設備の活用可能性評価（更新周期、残存耐用、制約条件）

工事工程の成立性（工区設定、仮設計画、供用しながらの工事可否）

概算工事費・維持管理費の算定条件（単価、数量、諸経費、物価変動の扱い）

（４）利用状況分析および運営条件の整理方法

利用実績データの加工手順（時間帯別・用途別）

稼働率・収支・必要人員等を踏まえた運営条件の整理

周辺競合アリーナとの機能差・立地差を踏まえた優位性／制約条件の整理

（５）サウンディング結果の技術的意図の理解

プロスポーツ関係者、運営事業者、設計施工事業者等から得た要望の背景整理

ヒアリング内容の前提（時点・条件・制約）を踏まえた適用範囲の整理

なお、前年度業務の受託者とは別の事業者が本業務を実施する場合、前年度業務で用いた データ整理方法や分析プロセス、判断の前提条件を、作業手順レベルで再構築する必要があり、算定表や中間成果、検討メモ等を含む作業履歴の理解・再現、必要に応じた再計算・再評価を行う必要があるため、二重作業の発生や技術的な整合性が毀損するリスクが生じる。

したがって、前年度業務の成果を前提に、同一の技術的枠組み（前提条件、データ構造、評価手順など）を維持したまま、環境変化を反映して再検証・更新することが必須であることから、前年度業務で蓄積された検討経過および分析過程を十分に把握し、それを再現したうえで合理的に更新できる事業者でなければ、品質確保と効率的履行が困難である。

前年度調査を受託した事業者は、劣化調査結果の評価手順、改修範囲設定の根拠、概算算定条件、比較検討の評価軸、サウンディング内容、整備スケジュール検討の前提等を一体として把握しており、前年度結果との整合性を担保しつつ、短期間で再検証・修正を行うことができる。

以上のことから、本業務は前年度調査を受託した事業者以外では、円滑かつ効率的な履行が困難であり、その性質及び目的が競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、当該事業者と随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当（電話番号 06-6469-3869）

6

随意契約理由書

1　案件名称

災害時における旅行者の安全対策強化事業業務委託

2　契約の相手方

SOMPO リスクマネジメント株式会社

3　随意契約理由

本業務は、インバウンドを含む旅行者の災害時における安全対策を強化するため、旅行者の一時滞在施設となる宿泊施設等に対して、講師派遣等による研修や一時滞在施設運営マニュアルの作成支援を実施するものである。

旅行者の一時滞在施設となる宿泊施設に対する研修やマニュアル作成支援等について、事業者のノウハウを活かした提案を求める内容であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により受注者を選定する。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局観光部観光課観光施策担当（電話番号　06-6469-5156）

7

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度ものづくり魅力発信事業業務委託

2　契約の相手方

株式会社友安製作所

3　随意契約理由

大阪市は、製造業事業所数が東京都特別区に次いで全国でも２番目に多く、製造業が大阪の産業振興の下支えをしてきた歴史的背景もあり、現在も製造業が大阪経済の成長の鍵となっている。

本事業は、製造業の原点となるものづくりの楽しさや、おもしろさといった魅力を広く知ってもらうために、ものづくりの魅力発信イベントや、ものづくり企業の高い技術力を広報する取組を行い、優秀な技能者や熟練技能者の認知度の向上や技能の継承をめざすとともに、次世代を担う若手人材の獲得につなげるなど地域経済の活性化を図ることを目的としている。

本事業の業務内容であるものづくり魅力発信を行うためには、参画する複数のものづくり企業の魅力を十分に引き出すための効果的な企画立案や、今までものづくりに関心がなかった人を惹きつけるような計画的な事業の広報等が必須となり、民間事業者のもつ幅広い専門的な知識や豊富な経験を必要とする業務であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により受注者を決定することとした。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号　06-6615-3773）

８

随意契約理由書

１　案件名称

観光新拠点魅力発掘事業業務委託

２　契約の相手方

博報堂グループ共同企業体

３　随意契約理由

大阪市内の人気観光エリアでは、年々観光客が増加しており、特に外国人観光客を中心に人気観光エリアへの集中傾向が見られる。

一方で、まだ外国人観光客を呼び込む余地のある他の市内観光エリアにも、高いポテンシャルと魅力が存在していることから、これらのエリアにスポットを当て、外国人観光客の周遊を促進することを目的とした「観光新拠点魅力発見事業」を実施する。

本業務では、大阪市内の観光エリアの新たな魅力を発掘することで市内周遊を促進するとともに、観光客のリピーター拡大によって更なる集客を目指す。

また、観光客の特定エリアへの集中を緩和することで、地域住民が安心できる生活環境を維持し、持続可能な観光地域づくりを促進する。

本業務は、ポテンシャルのある観光エリアや集客を図るための企画について、事業者のノウハウを活かした提案を求める内容であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により受注者を選定することとした。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局観光部観光課観光施策担当（06-6469-5156）

9

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度国際ビジネス交流事業に係る動画制作業務委託

2　契約の相手方

国際ビジネス交流事業映像グループ

3　随意契約理由

大阪市では 2025 年日本国際博覧会を契機として、大阪市内中小企業等とＭＯＵ等提携先の海外企業等とのビジネス交流を促進するため、企業ミッション団の海外現地派遣時のプロモーションセミナーや海外企業等を対象とした大阪でのオンラインセミナー等を実施する予定である。

本業務は、海外セミナーやオンラインセミナー等の場において、提携先の海外企業や企業支援機関等に対して、大阪市のビジネス環境の特徴及び強み等を効果的に伝え、ビジネス行動や来阪意欲等を喚起するための動画を制作するものである。

また、本業務は大阪市のビジネス・投資魅力等を海外企業及び企業支援機関等に向けて紹介・発信する動画制作業務であり、海外の視聴者に対して適切に訴求できる表現力及び映像制作に関する専門的な技術力に加え、国際ビジネス環境を踏まえた視点や表現上の配慮が求められるとともに、限られた時間の中で大阪市の魅力を効果的に伝え、ビジネス行動や来阪意欲の喚起につなげるための創意工夫が必要であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、国際ビジネス交流事業映像グループの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、国際ビジネス交流事業映像グループを受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局国際交流部国際交流担当（電話番号　06-6615-3757）

10

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度演劇鑑賞会企画運営業務委託

２　契約の相手方

JCOM マーケティング株式会社

３　随意契約理由

本業務は、第４次大阪市文化振興計画の取組みである芸術文化を支える人材、芸術文化を将来へ継承、発展させる子どもや青少年の育成を図るため、青少年をはじめとした市民が芸術文化に親しむきっかけづくりとして、初心者に鑑賞しやすい質の高い演劇鑑賞会を実施することによって、感性を育み、演劇に興味をもつ機会の提供をし、鑑賞者の裾野を広げることを目的とした業務である。

本業務の実施にあたっては、芸術文化を支える人材育成を目的とした青少年、初心者向けの質の高い演劇公演の企画運営であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

企画提案内容について、学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき JCOM マーケティング株式会社と随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号　06-6469-5176）

11

随意契約理由書

1　案件名

令和８年度伝統芸能鑑賞会（能・狂言）企画運営業務委託

2　契約の相手方

公益社団法人　能楽協会

3　随意契約理由

本業務は、市民特に伝統芸能初心者や青少年が様々な伝統芸能を身近に親しめるよう、鑑賞機会を提供するとともに、伝統芸能（能・狂言）の普及を図るため、解説および体験コーナーを交えた鑑賞会を企画・実施するものである。

本業務の実施にあたっては、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

このことから、企画提案内容について学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号　06-6469-5188）

12

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度中学生が参加するコンサート企画運営業務委託

２　契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会　総務局

３　随意契約理由

本業務は、フルオーケストラと市立中学生が共演するコンサートを企画するノウハウを持ち、かつ市民が第一級の音楽にふれることができるコンサートを実施するものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

公募について１事業者から応募があり、学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、公益社団法人大阪フィルハーモニーを受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号　06-6469-5174）

13

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度咲くやこの花賞受賞者等支援事業企画運営業務委託

2　契約の相手方

一般社団法人アーツインテグレート

3　随意契約理由

本業務は、「咲くやこの花賞」と受賞者の周知、支援につながる発表機会の企画や贈呈式の運営、広報計画を実施するものであり、企画立案及び公演を実施する能力、集客を図る広報計画のノウハウが必要である。よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内に置いて、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

公募について１事業者から応募があり、学識経験者等外部委員３名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手方として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、一般社団法人アーツインテグレートを受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号　06-6469-5174